

昭和毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◆規則 鳥取県狩猟法施行細則

改正 児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部

ひな白痴の検査

土地改良事業計画書の縦覧

保険薬剤師の登録

規則

鳥取県狩猟法施行細則をここに公布する。

昭和三十五年八月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県狩猟法施行細則

（狩猟免状交付の申請）

## 二 猎法

三 法第七条の二第一項の規定による講習会の受講証明書又は第八条第二項に規定する狩猟知識認定書の交付年月日及び番号

(鳥獣捕獲許可証交付の申請)

第三条 法第十二条第二項の規定による許可証(以下「鳥獣捕獲許可証」といふ。)の交付を受けようとする者は、申請書に、規則第九条各号に定める事項のほか、

獵具の種類及び名称(銃器を使用する場合にあつては銃砲所持許可証の交付年月日及び番号を附記すること。)を記載しなければならない。

2 有害鳥獣駆除を目的とする場合は、申請書に前項の規定によるのほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請した鳥獣のせい息状況  
二 被害の時期、被害対象物の名称、被害面積及び被害積額

三 その他知事が必要と認める事項

## (鳥獣飼養許可証交付の申請)

第四条 法第十三条の規定による飼養許可証の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、職業、氏名及び生年月日

二 飼養鳥獣の種類及び数量

三 飼養の目的

四 飼養鳥獣取得の原因及び年月日

## (飼養鳥獣譲り受けの届出)

第五条 規則第十条第二項の規定による有効期間内に、飼養鳥獣の譲り渡しを受けた者は、次の事項を記載した届出書に鳥獣飼養許可証を添えて知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名

二 讓受年月日

三 飼養の目的

## (狩猟免状等の書換え)

第六条 規則第十一条第一項の規定による届出をしよう

とする者は、狩猟免状、鳥獣捕獲許可証又は鳥獣飼養許可証(以下「狩猟免状等」といふ。)を知事に提出しなければならない。

(受講証明書)

第七条 令第五条の規定により交付する受講証明書は、別記様式第一号によるものとする。

(狩猟講習を受けない者の知識の認定)

第八条 知事は、法第七条ノ二第一項の規定による講習会の講習を受けない者が狩猟に関する必要な知識を有しているかどうかを認定しようとするとときは、同条同

項各号に掲げる事項について面接又は筆記試験の方法により審査を行なうものとする。

2 知事は、前項の審査に基づき、狩猟に関する必要な知識を有すると認めた者に対し、別記様式第二号による狩猟知識認定書を交付する。

第九条 狩猟免状等の交付を受けた者が死亡し、所在不明となり、又は狩猟免許を受けた者が白痴若しくはふ

(狩猟者事故の届出)

第十一条 法第八条第二項の規定による異議申立の文書

うてん者となつた場合は、同居の親族は、当該事實を知つた日から十日以内に、別記様式第三号による狩猟者事故届出書に、狩猟免状等を添えて知事に届け出なければならない。ただし、狩猟免状等を添えることがで、きないときは、その事由を附記しなければならない。

(狩猟免許の取消し)

第十二条 知事は、法第六条第二項又は法第八条第一項の規定により狩猟免許を取消したときは、その旨を書面をもつて本人に通知するものとする。

(異議申立の文書)

第十三条 法第八条第三項の規定による聴聞を行なおうとするときは、当該異議申立者に対し、聴聞の期日、場所及び事案の内容を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

(聴聞会)

第十四条 知事は、法第八条第三項の規定による聴聞を行なうとするとときは、当該異議申立者に対し、聴聞の期日、場所及び事案の内容を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

(狩猟免状等再交付の請求)

別記様式第1号

第 号  
受講証明書町村  
市郡  
氏  
名  
月 日  
生

附 則

なければならぬ。

- 1 受講期日 昭和 年 月 日
- 2 受講場所
- 3 狩猟免許の種類
- 4 講習科目  
狩猟に関する法令  
狩猟鳥獣の判別  
獵具の取扱

上記のとおり所定の科目を修了したことを証明する。

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 氏

名印

この規則は、公布の日から施行する。

第十三条 規則第十三条の規定による狩猟免状等再交付申請の請求は、別記様式第六号による狩猟免状等再交付申請書を提出してするものとする。

- 2 狩猟免状等の再交付を受けた者は、亡失した狩猟免状等を発見したときは、遅滞なくこれを返納しなければならない。

(狩猟の報告)

第十四条 規則第十四条第二項の規定による報告は、狩猟免状の交付を受けた者にあつては、狩猟免状の裏面の鳥獣捕獲報告欄に記載してするものとし、鳥獣捕獲許可証の交付を受けた者にあつては、別記様式第五号による鳥獣捕獲届を提出してするものとする。

(鳥獣保護区及び獵区の図面)

第十五条 規則第十七条第一項、規則第二十一条第一項及び規則第二十八条第一項の規定による図面は、別記様式第七号に準じて作成し、標識の位置を明示すること。

- 一 出願者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日
- 二 禁猟区の位置、区域及びその図面(図面は、別記様式第七号に準じて作成し、標識の位置を明示すること)。
- 三 禁猟区の存続期間
- 四 禁猟区の見込面積
- 五 禁猟区域内における鳥獣のせい息状況
- 六 禁猟区域内に鳥獣保護施設を設けるときは、その方法

(提出書類)

第十六条 規則第二十二条の規定による損失補償請求書(損失補償の請求)

第十八条 法、規則又はこの細則に基づいて農林大臣又は知事に提出する書類は、所轄山林事務所長を経由し

及び損失額算定書は、それぞれ別記様式第八号及び第九号によるものとする。

(禁猟区設定の出願)

01031

7 昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号

01030

昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号 6

三 事故の内容	一 許可証の類別	鳥取県知事 氏
	二 被許可者	昭和 年 月 日
		狩獵者事故届出書
		別記様式第三号
		昭和 年度
		鳥獣捕獲免許可許
		を受けた次の者に事故が発生しましたので
		鳥獣捕獲免許可証状
		を添えてお届けします。
職業	住第	名殿 号
所	所	被許可者との続柄 氏
名	印	名

## 別記様式第2号

第一号

## 狩獵知識認定書

市町村

氏名 生年月日

1 認定期日 昭和 年 月 日

2 認定場所

3 狩獵免許の種類

4 認定科目

狩獵に関する法令

狩獵鳥獣の判別

獵具の取扱

上記のとおり狩獵に関する知識のあるものと認定する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名印

01033

昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号

鳥 獸 名 数 量	捕 獲	後 の 処 理

## 別記様式第五号

昭和 年 月 日 鳥 捕 獲 届

昭和 年度鳥獣捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣は、次のとおりでありますから、鳥獣捕獲許可証を添えてお届けします。

## 別記様式第五号

農林大臣（又は県知事） 氏 職業 名殿

- 一 許可証の類別  
二 捕獲鳥獣員数

昭和 年 月 日 住 所

第 号

氏

名印

注意 一 鳥採取の場合もこの様式に準じて作成すること。

二 学術研究にあつては、別紙により捕獲物処理について詳細に報告すること。

01032

昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号 8

## 別記様式第四号

昭和 年 月 日 付け鳥取県達第  
由により不服があるから、処分の撤回をお願いします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

第 号

住 所

氏

名印

丙乙甲

理 由（詳細に記入のこと。）

号

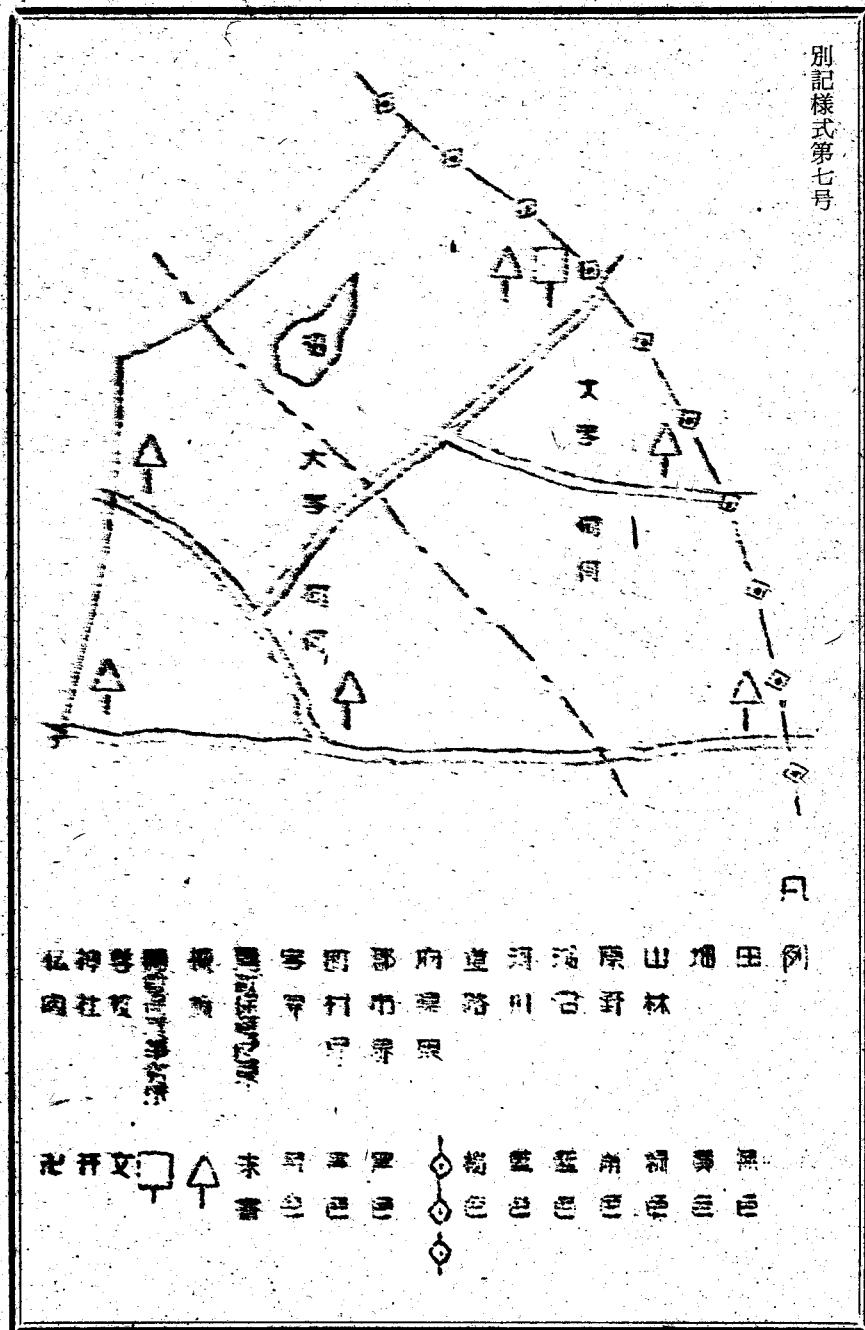
職 業

狩獵免許取消処分の異議申立書  
号で狩獵免許取消しの処分を受けましたが、次の理

由により不服があるから、処分の撤回をお願いします。

01035

11 昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号



01034

昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号 10

別記様式第六号

昭和  
求します。

昭和年月日

職住  
業所

農林大臣（父は県知事）

## 二 亡失（き損）の年月日及び場所

第  
二  
號

氏  
名  
印

狩獵免狀等再交付申請書  
昭和年月日付けて交付を受けた  
鳥獸捕獲許可証は、亡失(き損)したので、再交付を請  
う  
る

01037

13 昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号

別表□中

## 鳥取県告示第三百六十三号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百三号（児童福祉収容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、昭和三十五年四月一日から適用する。

昭和三十五年八月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五 検査及び注射、駆除の方法

## 別記様式第九号

## 損失額算定書

## 損失額

## 損失を受けた理由

## 備考

損失額		損失額算定書		
轄口母子兼	丙	5,592	3,680	3,680
轄口母子兼	丙	3,369	3,680	3,369
		8		8
を に 改める。				

## 鳥取県告示第三百六十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痴検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対する検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痴予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日 別表のとおり

容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、昭和三十五年四月一日から適用する。

昭和三十五年八月五日

## 別記様式第八号

## 損失補償請求書

昭和 年 月 日

日何何鳥獣保護区における鳥獣保護施設（昭和 年 月 日）

請した何何鳥獣保護区内における水面の埋立若しくは干拓、立木の伐採又は工作物の設置に対する不許可処分により別紙損失額算定書のとおり損失を生じたので、狩猟法第八条ノ二第六項の補償を受けたく請求します。

昭和 年 月 日

住所

請求人

氏

名印

農林大臣（又は県知事） 氏

名殿

注意 あて名は、施設の設置又は不許可処分をした者の別によること。

昭和35年8月5日 金曜日 鳥取県公報 第3146号 12



01041

第3146号

赤山慶子  
里田弘己  
林嘉則

一 縦覧期間

鳥取県知事 石破二朗  
昭和三十五年八月五日

所

登録の記号及び番号

登録年月日

鳥葉一二一 昭和三五、七、三〇

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年八月五日

に供する。

昭和三十四年十月三十日付けで上灘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水及び農道土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

### 鳥取県告示第三百六十六号

昭和三十五年八月六日から二十日間とする。

#### 二 縦覧場所

倉吉市住吉町 上灘土地改良区事務所

#### 鳥取県告示第三百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録を

した。

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年八月五日

登録の記号及び番号

登録年月日

一 縦覧期間

鳥取県知事 石破二朗  
昭和三十五年八月五日

所

登録の記号及び番号

登録年月日

鳥葉一二一 昭和三五、七、三〇

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年八月五日

登録の記号及び番号

登録年月日

#### 二 縦覧場所

鳥取市桜谷 桜谷土地改良区事務所

01040

二十二日

岩美町太田

森原繁子

鳥取県告示第三百六十五号

佐々木政義

二十三日

広岡

原田義美

三十日

川下町

二十四日

大谷

田中督視

三軒屋

二十五日

島川

星見幸太郎

佐々木政義

二十六日

浜

奥村慶治

川下町

二十七日

茶屋

山根隆夫

保田春吉

二十八日

砂丘開拓

星見幸太郎

佐々木政義

二十九日

小谷

奥村上美佐雄

三十日

福田正録

奥村上美佐雄

三十日

山根光信

原田義美

三十日

大久保豊

田中督視

三十日

村上友春

佐々木政義

三十日

山根繁美

田中督視

三十日

溝口茂美

佐々木政義

三十日

山下悟

佐々木政義

昭和三十五年一月十四日付けで桜谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

一 縦覧期間 昭和三十五年八月六日から二十日間とする。

#### 二 縦覧場所

鳥取市桜谷 桜谷土地改良区事務所